

令和 7 年 2 月 3 日

令和 7 年登米市議会定例会 2 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	いぬい かず こ 乾 和子
住 所	登米市迫町
職 業	無職

諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-----------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	おおなみ しず え 大 浪 静 江
住 所	登米市米山町
職 業	無職

報 告 第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について
-----------	---

本件は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表 10 ページ）

報 告 第 4 号	登米市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-----------	---

本件は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）の施行による、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表 18 ページ）

議 案 第 2 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 8 号）
議 案 第 3 号	令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
議 案 第 4 号	令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 5 号	令和 6 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 6 号	令和 6 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
議 案 第 7 号	令和 6 年度登米市水道事業会計補正予算（第 5 号）
議 案 第 8 号	令和 6 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 9 号	令和 6 年度登米市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議 案 第 10 号	令和 6 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）

本案は、議案第2号令和6年度登米市一般会計補正予算（第8号）から議案第10号令和6年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億125万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ481億3,526万3千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、非課税世帯等支援給付金事業1億612万2千円、定額減税補足給付金事業費3,706万5千円、下水道事業会計繰出金あわせて1,124万2千円を減額する一方、国民健康保険特別会計繰出金4,091万2千円、施設型給付事業2億4,023万円、水道事業会計繰出金4,787万3千円などを増額するほか、各款にわたり各種事業の確定などに伴う補正額を計上しております。

歳入では、個人市民税3億4,084万円、財政調整基金などの繰入金1億9,270万9千円、市債1億770万円などを減額する一方、地方特例交付金2億9,309万5千円、普通交付税4億2,069万1千円、施設型給付費負担金など県支出金4,914万7千円などを増額して計上しております。

また、繰越明許費として9件、債務負担行為補正として追加2件、地方債補正として変更8件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費1億4,162万6千円の減額などと債務負担行為補正として追加1件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金2,066万1千円の増額などと債務負担行為補正として追加1件を、介護保険特別会計の歳出で、地域支援事業費913万8千円の減額などと債務負担行為補正として追加1件を、土地取得特別会計の歳出で、土地開発基金費8千円の増額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益1,272万4千円、水道事業費用821万6千円を減額し、資本的収入9億1,543万2千円、資本的支出10億908万3千円を増額するほか、企業債補正として変更7件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益6,294万1千円、下水道事業費用2,257万5千円を減額し、資本的収入2,168万9千円を増額、資本的支出1,241万3千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、廃止1件、企業債補正として変更3件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益3億3,548万4千円、病院事業費用3,111万3千円、資本的収入1,804万6千円、資本的支出3,054万6千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更1件、他会計からの補助金を増額し、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益739万5千円、老健事業費用740万3千円を減額するなどのほか、債務負担行為補正として追加1件、他会計からの補助金を減額し、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

議案第 11 号	令和 7 年度登米市一般会計予算
議案第 12 号	令和 7 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 13 号	令和 7 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 14 号	令和 7 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 15 号	令和 7 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 16 号	令和 7 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 17 号	令和 7 年度登米市水道事業会計予算
議案第 18 号	令和 7 年度登米市下水道事業会計予算
議案第 19 号	令和 7 年度登米市病院事業会計予算
議案第 20 号	令和 7 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 21 号	登米市交通安全対策会議条例を廃止する条例について
----------	--------------------------

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）の施行により、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が改正され、市町村交通安全計画の作成の義務付けが廃止されたことに伴い、県が作成する交通安全計画に基づいて本市の交通安全対策を行うこととするため、本条例を廃止するものであります。

(新旧対照表 19 ページ)

議案第 22 号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与が改定されたことを踏まえ、特別職の寒冷地手当及び職員の給与について、所要の改定を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 20 ページ)

議案第 23 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、登米市新型コロナウイルス感染症対策基金の活用を終えたことに伴い、当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 38 ページ)

議案第 24 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、施設の老朽化や利用者が減少していることから、登米高齢者コミュニティセンターを閉館するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 39 ページ)

議案第 25 号	登米市浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------------

本案は、浄化槽整備について、市で設置、管理を行う市設置型から、個人で設置、管理を行う個人設置型に整備手法を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 41 ページ)

議案第 26 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、登米館山住宅、東和内山住宅、南方新高石住宅及び東和越路厚生住宅の用途廃止を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 45 ページ)

議案第 27 号	登米市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、暴力団対策を一体的に推進することを目的に、登米市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成 21 年登米市条例第 36 号）の内容を盛り込み一本化するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 47 ページ)

議案第 28 号	財産の無償譲渡について
----------	-------------

本案は、登米市所有の光ファイバケーブル及び関連設備を無償譲渡するにあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号	市道路線の認定、廃止について
----------	----------------

本案は、市道路線 13 路線を認定し、9 路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号	令和 6 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	------------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 3 号関係

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第 1 条関係（登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第 1 条～第13条 （略） （罰則） 第14条 第 4 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下 の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第 1 条～第13条 （略） （罰則） 第14条 第 4 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下 の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

第1条関係（登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第9条 （略） （罰則） 第10条 第7条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は15万円以下の罰金に処する。 2～5 （略） 第11条 （略）	第1条～第9条 （略） （罰則） 第10条 第7条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は15万円以下の罰金に処する。 2～5 （略） 第11条 （略）

第1条関係（登米市行政不服審査会条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第9条 （略） （罰則） 第10条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁</u> <u>刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第1条～第9条 （略） （罰則） 第10条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u> <u>__</u>又は50万円以下の罰金に処する。

第1条関係（登米市個人情報保護法施行条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第5条 （略） 附 則 第1条・第2条 （略） （経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第4条 （略）	第1条～第5条 （略） 附 則 第1条・第2条 （略） （経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） （略） 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第4条 （略）

第1条関係（登米市議会個人情報保護条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第51条 （略） 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条・第56条 （略）	第1条～第51条 （略） 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条・第56条 （略）

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定して	第1条～第18条の2 （略） （期末手当） 第19条 （略） 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) （略） (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定して

いない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略) 第20条～第24条 (略)	いない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～8 (略) 第20条～第24条 (略)
---	--

第3条関係（登米市消防団条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 （略） （欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略） 第6条～第17条 （略）	第1条～第4条 （略） （欠格条項） 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） （略） 第6条～第17条 （略）

報告第 4 号関係

登米市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第17条 (略) (部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則で定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）<u>第61条の 2 第20項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 第19条～第22条 (略)	第 1 条～第17条 (略) (部分休業の承認) 第18条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が規則で定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 第19条～第22条 (略)

議案第21号関係

登米市交通安全対策会議条例を廃止する条例 新旧対照表

附則第2項関係（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改 正 案						現 行					
第 1 条～第 4 条 （略）						第 1 条～第 4 条 （略）					
別表（第 2 条、第 4 条関係）						別表（第 2 条、第 4 条関係）					
名称		報酬		旅費	費用弁償	名称		報酬		旅費	費用弁償
		区分	金額					区分	金額		
(略)						(略)					
防災会議	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円	防災会議	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
登米市国民健康	会長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円	登米市交通安全	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
保険運営協議会	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円	対策会議					
						登米市国民健康	会長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
(略)						保険運営協議会	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
(略)						(略)					

議案第22号関係

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （給与の種類） 第2条 市長等の受ける給与は、給料、通勤手当及び <u>期末手当</u> ____とする。 2 （略） 第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 通勤手当及び <u>期末手当</u> _____の額は、市の一般職の職員 （地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定に より採用された職員を除く。以下「職員」という。）の例により算出 した額とする。 2・3 （略） 第5条～第7条 （略）	第1条 （略） （給与の種類） 第2条 市長等の受ける給与は、給料、通勤手当、 <u>期末手当及び寒冷地 手当</u> とする。 2 （略） 第3条 （略） （手当等の額等） 第4条 通勤手当、 <u>期末手当及び寒冷地手当</u> の額は、市の一般職の職員 （地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定に より採用された職員を除く。以下「職員」という。）の例により算出 した額とする。 2・3 （略） 第5条～第7条 （略）

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （定義） 第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当_____及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。 2 （略） 第4条～第9条 （略） （扶養手当） 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)</u> （略） <u>(2)</u> （略） <u>(3)</u> （略） <u>(4)</u> （略）	第1条・第2条 （略） （定義） 第3条 給料は、登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）を除いたものとする。 2 （略） 第4条～第9条 （略） （扶養手当） 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)</u> （略） <u>(3)</u> （略） <u>(4)</u> （略） <u>(5)</u> （略）

(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円

とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間
にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等

については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給等)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族た

る要件を欠くに至った場合及び規則で定める職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、規則で定める職員から規則で定める職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、規則で定める職員以外の職員から規則で定める職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が規則で定める職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合におい

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の12

ては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（規則で定める職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある規則で定める職員が規則で定める職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で規則で定める職員以外のものが規則で定める職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 3級地 100分の15

(4) 4 級地 100分の8

(5) 5 級地 100分の4

3 (略)

第11条の2の2 (略)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩に

(4) 4 級地 100分の12

(5) 5 級地 100分の10

(6) 6 級地 100分の6

(7) 7 級地 100分の3

3 (略)

第11条の2の2 (略)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅(職員を居住させるため市が設置する宿舍その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩に

より通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域

より通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域

を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）

_____を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) (略)

4 前項の規定は、新たに
_____給料表の適用を受ける職員となった者のうち、

を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下 _____ 「新幹線鉄道等」という。）

でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより、算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

4 前項の規定は、国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、

第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 （略）

7 （略）

8 （略）

9 （略）

（単身赴任手当）

第11条の5 （略）

2 （略）

3 新たに

給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住

第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 （略）

6 （略）

7 （略）

8 （略）

（単身赴任手当）

第11条の5 （略）

2 （略）

3 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住

居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____

_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第12条・第13条 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項及び第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には_____

_____, 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤

居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)_____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第12条・第13条 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項及び第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、1週間の法定労働時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第1項に規定する労働時間及び同法第40条第1項の規定により同法第32条第1項の労働時間について別段の定めがされた場合における当該労働時間をいう。以下次項において同じ。)を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤

務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

8・9 (略)

第15条～第18条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額

務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が1週間の法定労働時間に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

8・9 (略)

第15条～第18条 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、

(2) (略)

4 (略)

第19条～第20条 (略)

第21条 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第21条の2 第5条第5項から第10項まで、第10条及び第11条の2の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員には適用しない。

第22条 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該

その額に100分の150を乗じて得た額

(2) (略)

4 (略)

第19条～第20条 (略)

(寒冷地手当)

第20条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員(規則で定めるものを除く。)にあつては19,800円、その他の世帯主である職員にあつては11,400円とし、その他の職員にあつては8,200円とする。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合に該当する職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第21条の2 第5条第5項から第10項まで、第10条、第11条、第11条の2の2、第11条の3及び第20条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員には適用しない。

第22条 (略)

(休職者の給与)

第23条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該

当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当<u>及び期末手当</u>____のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当<u>及び期末手当</u>____のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 ～ 6 （略） （労務職員の給与の種類及び基準） 第23条の 2 労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当____<u>及び災害派遣手当</u>とする。 2 ～ 4 （略） 第24条 （略）	当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。 4 ～ 6 （略） （労務職員の給与の種類及び基準） 第23条の 2 労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当</u>及び災害派遣手当とする。 2 ～ 4 （略） 第24条 （略）
---	---

第3条関係（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 （略） （給与の種類） 第2条 （略） 2 （略） 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び地域手当_____とする。 第3条～第5条 （略） （扶養手当） 第6条 （略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) （略）</u> <u>(2) （略）</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4) （略）</u> <u>(5) （略）</u> 第7条～第15条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理監督職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日又は	第1条 （略） （給与の種類） 第2条 （略） 2 （略） 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、<u>地域手当及び寒冷地手当</u>とする。 第3条～第5条 （略） （扶養手当） 第6条 （略） 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) （略）</u> <u>(3) （略）</u> <u>(4) （略）</u> <u>(5) （略）</u> <u>(6) （略）</u> 第7条～第15条 （略） （管理職員特別勤務手当） 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理監督職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日又は

休日の代休日（同項において「週休日等」という。）に勤務をした __場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の__午前5時 までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時 間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務 手当を支給する。 第17条～第18条 （略） 第19条～第24条 （略） （再任用職員等についての適用除外） 第25条 第5条、第6条__、第10条、第11条及び第17条の2 __の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の 育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員に は適用しない。 第26条 （略）	休日の代休日（次項において「週休日等」という。）において勤務し た場合に支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の 臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時 までの間__であって正規の勤務時 間以外の時間に勤務した__場合は、当該職員には、管理職員特別勤務 手当を支給する。 第17条～第18条 （略） （寒冷地手当） 第18条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に __において在職する職員（管理者が指定する者を除く。）に対して支給す る。 第19条～第24条 （略） （再任用職員等についての適用除外） 第25条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第17条の2及び第 18条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の 育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員に は適用しない。 第26条 （略）
--	--

第4条関係（登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び<u>期末手当</u>____のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 第5条・第6条 （略） （企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類） 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び<u>期末手当</u>_____を支給することができる。 第8条 （略）	第1条～第3条 （略） （派遣職員の給与） 第4条 派遣職員（企業職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員等以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 第5条・第6条 （略） （企業職員等又は労務職員である派遣職員の給与の種類） 第7条 企業職員等又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>を支給することができる。 第8条 （略）

第5条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第3条 （略） （任期の特例） 第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、<u>前条第1項第1号</u>に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で、前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。 第5条 （略） （給与に関する特例） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 第2項の規定による号俸の決定<u>及び前項の規定による給料月額</u>の決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。 第7条 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 給与条例第4条、第5条、第8条から<u>第10条まで及び第11条の3</u>_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、<u>第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号</u>の規定の適用については、	第1条～第3条 （略） （任期の特例） 第4条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、<u>第3条第1項第1号</u>に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で、前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。 第5条 （略） （給与に関する特例） 第6条 （略） 2・3 （略） 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号俸の決定、<u>第3項の規定による給料月額</u>の決定<u>及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。 第7条 （略） （給与条例の適用除外等） 第8条 給与条例第4条、第5条、第8条から<u>第11条まで、第11条の3及び第20条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、<u>第18条の2第1項及び第19条第2項</u>_____の規定の適用については、

給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

（委任）

第9条 （略）

給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第9条 企業職員である特定任期付職員に対する登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）第2条第3項の規定の適用については、同項中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び任期付職員条例第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とする。

（委任）

第10条 （略）

議案第23号関係

登米市基金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																											
第 1 条・第 2 条 （略） （積立基金の設置等） 第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。	第 1 条・第 2 条 （略） （積立基金の設置等） 第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。																											
<table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額				(略)						<table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金</u></td><td><u>新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。</u></td><td><u>市長が定める額</u></td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額				(略)						<u>(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金</u>	<u>新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。</u>	<u>市長が定める額</u>
基金の名称	設置の目的	積立額																										
(略)																												
基金の名称	設置の目的	積立額																										
(略)																												
<u>(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金</u>	<u>新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。</u>	<u>市長が定める額</u>																										
2・3 （略） 第 4 条～第 9 条 （略）	2・3 （略） 第 4 条～第 9 条 （略）																											

議案第24号関係

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改 正 案				現 行			
第 1 条～第17条 （略） 別表第 1 （第 2 条関係）				第 1 条～第17条 （略） 別表第 1 （第 2 条関係）			
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置	保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
(略)				(略)			
				<u>登米市高齢者コミュニティセンター</u>	<u>高齢者に対し趣味、教養及び研修の場として施設を提供し自主活動の助長と福祉の増進を図る</u>	<u>登米高齢者コミュニティセンター</u>	<u>登米市登米町大字日根牛小池前68番地</u>
別表第 2 （第 8 条関係）				別表第 2 （第 8 条関係）			
施設区分	施設名称	利用区分	使用料（1 時間当たり）	施設区分	施設名称	利用区分	使用料（1 時間当たり）
(略)				(略)			

備考 1 ～ 3 (略)	<u>登米市高齢者コミュニティセンター</u>	<u>登米高齢者コミュニティセンター</u>	<u>集会室</u>	<u>200円</u>
			<u>実習室</u>	<u>200円</u>
			<u>休養娯楽室</u>	<u>200円</u>
			<u>調理室</u>	<u>200円</u>
	備考 1 ～ 3 (略)			

登米市浄化槽整備推進事業条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>登米市浄化槽の管理等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の_____維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 浄化槽施設 <u>戸別に設置された</u>汚水処理する浄化槽及びその他の施設で、市が_____管理するものの総体をいう。 (2) 浄化槽 浄化槽法第2条第1号で定める浄化槽_____をいう。 (3) 排水設備 汚水を浄化槽施設に流入させるために必要な排水施設及び処理水を<u>浄化槽施設から</u>放流場所まで流出させるために必要な排水施設で使用者が設置及び管理するものをいう。 (4) (略)	<u>登米市浄化槽整備推進事業条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法令で定めるもののほか、浄化槽の<u>設置、</u>維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 浄化槽施設 _____汚水処理する浄化槽及びその他の施設で、市が<u>設置及び</u>管理するものの総体をいう。 (2) 浄化槽 浄化槽法第2条第1号で定める浄化槽<u>であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水及びその他特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。</u> (3) 排水設備 汚水を浄化槽施設に流入させるために必要な排水施設及び処理水を<u>浄化槽から</u>放流場所まで流出させるために必要な排水施設で使用者が設置及び管理するものをいう。 (4) (略) <u>第3条 削除</u> <u>(設置基準)</u> <u>第4条 浄化槽施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物であって、</u>

(事業の実施区分)

第3条 浄化槽施設の_____管理は、浄化槽法その他の法令に基づき、市が行うものとする。

2 _____排水設備の設置及び管理は、その使用者が行うものとする。

(土地使用貸借契約__)

第4条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、浄化槽施設が存する土地について、当該土地の使用に関し、権利を有する者の同意を得た上で、当該者と土地使用貸借契約を締結しなければならない。

(排水設備の新設等の基準)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定める基準

(排水設備の施工)

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものに設置する。

(事業の実施区分)

第5条 浄化槽施設の設置及び管理は、浄化槽法その他の法令に基づき、市が行うものとする。

2 浄化槽に接続する排水設備の設置及び管理は、その使用者が行うものとする。

(設置の申請等)

第6条 浄化槽施設の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、上下水道事業管理規程で定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに設置承認又は不承認について、決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(土地使用貸借契約書)

第7条 管理者
_____は、浄化槽施設を設置する土地について、当該土地の使用に関し、権利を有する者の同意を得た上で、申請者と土地使用貸借契約を締結しなければならない。

(排水設備の新設等の基準)

第8条 排水設備を新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)・(2) (略)

(排水設備の施工)

第6条 （略）

（工事完了の検査等）

第7条 排水設備の新設等の工事を完成した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第5条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

（使用開始等の届出）

第8条 （略）

（使用料）

第9条 （略）

（汚水量）

第10条 （略）

（月の中途における使用開始の場合の使用料）

第11条 （略）

（無届使用等の場合の使用料）

第12条 第8条 の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。

（資料の提出）

第13条 （略）

第14条 （略）

（維持管理）

第15条 管理者は、浄化槽施設の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第9条 （略）

（工事完了の検査等）

第10条 排水設備の新設等の工事を完成した者は、その工事の完了した日から5日以内に管理者にその旨を届け出て、その工事が第8条各号に掲げる基準に適合するものであることについて市の検査を受けなければならない。

（使用開始等の届出）

第10条の2 （略）

（使用料）

第11条 （略）

（汚水量）

第12条 （略）

（月の中途における使用開始の場合の使用料）

第13条 （略）

（無届使用等の場合の使用料）

第13条の2 第10条の2 の規定による浄化槽施設の使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合の使用料は、使用の開始又は再開のときに遡り徴収する。

（資料の提出）

第13条の3 （略）

第14条 （略）

（維持管理）

第15条 管理者は、浄化槽の機能を正常に保持するため、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理をしなければならない。また、使用者についても、善良な使用方法及び維持管理に努めるものとする。

第16条～第21条 （略）

（譲与）

第22条 管理者は、浄化槽施設（市が設置したものについては、設置した日から10年を経過したものをいう。）について、譲与することができる。

2 前項の譲与を受けた者は、当該浄化槽施設について、浄化槽法その他の法令に基づき、適正な維持管理を行わなければならない。

第16条～第21条 （略）

（寄附）

第22条 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）別表第2に規定する浄化槽施設の設置計画区域内において、第4条に規定する建築物又は特殊建築物に設置した浄化槽及びその他の施設を管理する者から、当該浄化槽及びその他の施設を寄附する旨の申出があったときは、管理者が定める基準に従い、当該申出に係る寄附を受けるか否かを決定するとともに、その結果を当該申出をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により寄附を受けた浄化槽及びその他の施設に係る排水設備については、第10条の規定による検査を受けたものとみなす。

議案第26号関係

登米市営住宅条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																																																								
第 1 条～第67条 （略） 別表（第 3 条、第57条関係） 1 市営住宅	第 1 条～第67条 （略） 別表（第 3 条、第57条関係） 1 市営住宅																																																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>登米薬師崎第一住宅</td><td>登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>東和三六山第二住宅</td><td>登米市東和町米谷字日面65番地 2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>南方高石住宅</td><td>登米市南方町山成前852番地 1</td></tr></table>	名称	位置			(略)				登米薬師崎第一住宅	登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2			(略)				東和三六山第二住宅	登米市東和町米谷字日面65番地 2			(略)				南方高石住宅	登米市南方町山成前852番地 1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>登米館山住宅</u></td><td><u>登米市登米町寺池上町32番地 1</u></td></tr><tr><td>登米薬師崎第一住宅</td><td>登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>東和内山住宅</u></td><td><u>登米市東和町錦織字天沼54番地10</u></td></tr><tr><td>東和三六山第二住宅</td><td>登米市東和町米谷字日面65番地 2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>南方新高石住宅</u></td><td><u>登米市南方町八の森52番地 2</u></td></tr></table>	名称	位置			(略)				<u>登米館山住宅</u>	<u>登米市登米町寺池上町32番地 1</u>	登米薬師崎第一住宅	登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2			(略)				<u>東和内山住宅</u>	<u>登米市東和町錦織字天沼54番地10</u>	東和三六山第二住宅	登米市東和町米谷字日面65番地 2			(略)				<u>南方新高石住宅</u>	<u>登米市南方町八の森52番地 2</u>
名称	位置																																																								
(略)																																																									
登米薬師崎第一住宅	登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2																																																								
(略)																																																									
東和三六山第二住宅	登米市東和町米谷字日面65番地 2																																																								
(略)																																																									
南方高石住宅	登米市南方町山成前852番地 1																																																								
名称	位置																																																								
(略)																																																									
<u>登米館山住宅</u>	<u>登米市登米町寺池上町32番地 1</u>																																																								
登米薬師崎第一住宅	登米市登米町日野渡薬師崎44番地 2																																																								
(略)																																																									
<u>東和内山住宅</u>	<u>登米市東和町錦織字天沼54番地10</u>																																																								
東和三六山第二住宅	登米市東和町米谷字日面65番地 2																																																								
(略)																																																									
<u>南方新高石住宅</u>	<u>登米市南方町八の森52番地 2</u>																																																								

(略)	
市営単独住宅	
名称	位置
(略)	
米山桜岡住宅（11号、12号）	登米市米山町字桜岡貝待井 5 番地 7
(略)	
2	(略)

南方高石住宅	登米市南方町山成前852番地 1
(略)	
市営単独住宅	
名称	位置
(略)	
<u>東和越路厚生住宅</u>	<u>登米市東和町米谷字越路57番地 4、75番地 2、75番地</u>
米山桜岡住宅（11号、12号）	登米市米山町字桜岡貝待井 5 番地 7
(略)	
2	(略)

議案第27号関係

登米市暴力団排除条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) <u>(10) 公の施設 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。</u> <u>(11) 使用等 公の施設を使用、利用又は占有することをいう。</u> <u>(12) 使用等許可権者 公の施設の使用等の許可の権限を有する者をいう。</u> 第3条～第6条 (略) <u>(公の施設における措置)</u> 第7条 <u>公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</u> <u>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</u> <u>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。</u>	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) 第3条～第6条 (略)

<u>（意見の聴取等）</u> <u>第8条</u> 市長又は教育委員会は、公の施設の使用等の許可の申請があつた場合において、必要があると認めるとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）から求めがあるときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益になるかどうかについて、当該公の施設が所在する区域を管轄する警察署の意見を聴くことができる。 <u>2</u> 市長又は教育委員会は、指定管理者からの求めにより警察署から意見を聴取したときは当該指定管理者にその内容を通知するものとする。 （暴力団排除活動に対する支援） <u>第9条</u> （略） （保護その他の措置） <u>第10条</u> （略） （訴訟の援助） <u>第11条</u> （略） （啓発活動） <u>第12条</u> （略） （県及び他の市町村との連携） <u>第13条</u> （略） （委任） <u>第14条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。	（暴力団排除活動に対する支援） <u>第7条</u> （略） （保護その他の措置） <u>第8条</u> （略） （訴訟の援助） <u>第9条</u> （略） （啓発活動） <u>第10条</u> （略） （県及び他の市町村との連携） <u>第11条</u> （略） （委任） <u>第12条</u> この条例に定めもののほか、必要な事項は、市長が定める。
---	--

